
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和元年9月9日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和元年9月9日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第25号 日吉津村森林整備基金条例について
- 日程第2 議案第26号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第27号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第28号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第29号 日吉津保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第30号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第31号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
- 日程第8 議案第32号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第9 議案第33号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第10 議案第34号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第11 議案第35号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第36号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第37号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 14 議案第 38 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 39 号 平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 40 号 日吉津村監査委員の選任について
- 日程第 17 議案第 41 号 日吉津村教育委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 25 号 日吉津村森林整備基金条例について
- 日程第 2 議案第 26 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 27 号 日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 28 号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 29 号 日吉津保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 30 号 日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 31 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予讃（第 3 回）について
- 日程第 8 議案第 32 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 9 議案第 33 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 10 議案第 34 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 36 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 13 議案第 37 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 38 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 39 号 平成 30 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 40 号 日吉津村監査委員の選任について
- 日程第 17 議案第 41 号 日吉津村教育委員の任命について

出席議員（10 名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義 (午前 10 時 45 分入場)	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 西 珠 生

午前9時00分 開議

○議長（井藤 稔君） おはようございます。ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日は議案質疑であります。議案質疑ですので、あくまでも上程議案に対し、質疑を行っていただくこととなります。簡潔明瞭に質疑を行っていただくようお願いしておきたいと思っております。

日程第1 議案第25号

○議長（井藤 稔君） 日程第1、議案第25号日吉津村森林整備基金条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田です。最初に今から言うのは確認でありますけれども、条例の中で繰り替え運用と言いますのは、自由に使える基金として理解してよろしいでしょうか。それから譲与税の配分金額20万円とありますが、これは人口割なのか、面積割なのかそれとも別の配分方法なんでしょうか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思っております。それからこの基金は説明資料によりますと、効果的な施策に充当したいとありますけれども、たとえば公園整備に充てるなど、何か具体的な施策がありましたら教えていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員のご質問にお答えいたします。最初に繰り替え運用についてでございますけれども、こちらにつきましては基金に積み立てるということでございますけれども、こちらの中に書いてありますけれども、体制上必要があったと認める場合ということで、こちらの基金の方を現金に振り替えて運用することができるということでございますので、こちらの方、森林整備基金を変えて必要な部分に使用する、運用することができるというふうに書いてあるということでございます。

次に、20万円、こちらの配分計算の基になる数字でございますけれども、こちらにつきましては私有林・人工林の面積、こちら日吉津村におきましては3ヘクタールということでございますし、あと林業就業者の人数、日吉津村では1名、あと村内の人口が対象となっております、3439名というので、こちらのデータを基にいたしまして割り振りがされておるものでございますけれども、私有林・人工林の面積の部分につきましては、10分の5の額が配分されるということで、林業就業者数におきましては、10分の2、人口におきましては10分の3、こちらの方が配

分になる基礎となるものでございます。

あともう一つ効果的な施策をとということであっておりますけれども、こちらにつきましては県の林業関係の職員の方に来ていただきまして、海岸沿いの松林の方を見ていただきまして、現在の状況についていろいろ相談をさしてもらった中では、今すぐ実施すべき間伐であるとか、補植であるとか、そういったような施策はすぐすぐには必要はないであろうということでございますけれども、そちらにつきましては状況を見ながら必要な部分、間伐でありますとかそういったところ実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） 8 番、松田ですけれども、ちょっとあの聞こえんかったけん確認さしてもらいますが、この1番の最初の繰り替え運用というのは、まあ、わたしも繰り替え運用ってどげなもんか調べた中で、いろいろとあちこちの自治体ではこれについて説明があったもんでその中ではいろいろ難しいことがあったんですが、最終的に自由に使えるお金だよというように書いてあったもんで、それで確認したんですが、これは森林に対して自由に使えるお金ということで理解していいですな。

それから譲与税の配分につきましては、今いろいろと何とか割、何とか割、人口割、面積割、いろいろとありましたけれども、この配分については行政の方としては20万円は妥当だなというふうに理解されていますか。

それから最後の、具体的には森林海岸の松林の整備に使うということでしたかいね、ちょっと確認です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 振り替え運用につきましてですけれども、こちらにつきましてこちら一般会計に使用するというようなことができるということでございますけれども、繰り替え運用におきましてはこの森林整備基金の中から一般会計への一会計年度を超える資金の運用ということで、自由に使えるというような表現ではございましたけれども、一般会計と特別会計、あるいは特別会計相互間における支出、こちらに使用ができるというものでございます。

あと、20万円こちらが妥当かどうかということでございますけれど、県内の他の自治体の方を見ました中では、日吉津村においては森林対象となります面積なり、就業者人口なりというのが一番少ないわけで、そちらについてはその程度なのかなというふうには把握をしております。

あと、施策についてでございますけれども、基本的には森林整備なり、あるいは公共施設の木

質化、あるいは森林整備に対する啓発というようなことになっておりますので、現在村内にあります海岸の松林、そちらの方の整備ということが、まず、一番最初に考えられるところなのかなというふうに思っておりますので、こういったような中で基金として積み立てていって、そちらの方に使用を検討していくというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田ですけれども、最初の繰り替え運用につきましてちょっと今一わかるようでわからなかったんですけれども、また、これについて一つ、われわれにわかるようにちょっと文書でもらえたらなと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。資料については渡せると思います。先ほどのちょっと分かりにくかったかも知れませんが、要はこの基金を使ってですね、一般的に歳計現金がマイナスとかになった場合に、基金を歳計現金に繰り替えて使うことができますよと、まあ何でも使えるという表現ではありますけれども、一応そういう時しか使わないので、基本的にはあまり繰り替え運用することはないと思いますけれども、そういう現金がマイナスになった場合に繰り替えてできることをうたっておるということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。説明によりますと、この森林の税は、海岸の保安林といいますかね、そこに使用するということですが、日吉津村には町をまたがって米子市に山林があるわけですが、その部分については該当はしないということなのではないでしょうか。3ヘクタールということが先ほどおっしゃいましたけれども、その点について、その整備にはあてられないかということをお伺いします。

それから先ほどもありましたけれども、その運用していく、まあ20万円贈与税が入ってくるんですけれども、日吉津村でその税金支払う額というのをつかんでおられますでしょうか。それからして、どれくらいの割合になるのかなということを思ったんですけれども、何か人口が多いところに対してたくさんいくという宣伝がなされていますね、その点から考えてどうなんだろうということを思いました。その点もよろしく願いをいたします。とりあえずそこをお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。米子市分についても、該当になるということでございます。米子市分も含めての検討になるのかなというふうには思いますけれども、やはりまず第一にはその村内、まあ住民の皆様方に納得していただけるような形の事業を行わなければならないという中で、村内、米子市分を分けて考えるべきなのか、それを一緒にして考えるものなのかということまでは、ちょっとまだ整理はついていないですけれども、米子市の分についても対象になるということです。

日吉津村に入ってくる税はどのくらいかということでございますけれども、こちらにつきましては一人当たりが1,000円ということで、徴収をさせていただくということでございますので、これまで住民税をお支払いしていただいております住民さん人数に1,000円をかけた金額になるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 住民税を支払う人がどれだけおって、どれくらいになるかという計算はしてないですかね。その点をもう一度お伺いします。

それから山林についてですけれども、住民の人が、皆さんが納得してもらえる事業をとということでしたけれども、日吉津村の米子市部分の山の状況を見ますと、その部分も手入れをしないといけないというふうに考えています。議員でも年1回視察というか、そういうのを調査をしますけれども、そこのあたりについてもよく検討していただきたいというふうに思います。この点についてももう一度お願いします。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほどの課税の対称の人数ということで、おおむね課税対対象1700人程度という例年なっておりますので、これの一人当たり1,000円ということになりますと170万程度と試算ができます。以上です。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。米子市分におきましても、日吉津村の部分と併せて検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。ちょっとここですね、議案説明の辺で細かいことかも知れませんが、ちょっと気になるのは今回は贈与税の新設とはあるんですが、もともと

は環境税を創設されると、要するにそれで住民税に一人 1,000 円ずつ上乗せして、日本の税制の中で大きな返還をするということなんですよね。

その結果、一定の率で配分が日吉津村にもくる。それが 20 万円ということで、実態はまだ多分課税が今年からなんですかね。今年から課税なので、今年に前倒して 20 万くるのかその辺ちょっと定かではないんですが、考え方は申告とか、住民税を課税して翌年分に贈与税で本村にはくるということだというふうに理解をしております。違っていたらご指摘いただいたらと思います。

それでそのもう一つ配分方法で、人口 30 パーセントというのはなんかちょっと個人的には解せないという、それから森林も難しいかも知れませんが人工林の面積というのがですね、日吉津村の場合は人工林といったら海岸と先ほどの村山かなあとあって、あまり対称にはならんけれどもそれでもそれがすべてみたいなのなんです、郡部の方ですね、森林のたくさんあるところという、非常に不満なんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたり県下とかですね、中央の方での議論がもしなにかその辺でのことがあれば、簡単に教えていただいたらと思います。

それからですね、従来から鳥取県が森林環境保全税ということで 500 円でしたかね、もう多分 5、6 年、4、5 年ぐらい前から同じ住民税に均等割りにかけているわけですけども、これとの関連、あれは涵養税とかいう名で、水資源とかにも関係したと思うんですが、少し性格が違うのかも知れませんが、この辺との折り合いというのは要するにやっぱり上乗せだけなのか、あるいは県のその税の方について何か見直しがされるのかですね、そういった点を状況がわかれば、現在の状況を教えていただいたらと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まずあの、この税金、森林環境税につきましてですけども、こちらは令和 6 年度から課税になるということでございまして、令和元年度からこの森林環境贈与税の方が譲与されるということでございまして、こちらにつきましては森林環境税の税収を先行して充てるということではございますが、暫定的に贈与税特別会計における借り入れによって対応されるということでございまして、この借入金については、後年度森林環境税の税収、これをもって償還に変えるということでございます。

もう一点、面積の関係なんですけれども、日吉津村におきましては対象となりますその面積については、村内の私有林、人工林ということで 20 万円の対象となります面積につきましては、米子市の森林については計算には入ってこないというところでございまして、こちらにつきましては、用途なりそういったような基本的な枠組みの中では、この市町村が行う間伐や

人材育成、担い手の確保、あるいは木材利用の促進や普及啓発ということで用途が決められておるところでございますけれども、都市部に行けば森林のないような自治体もある中で、そういったところにつきましては、山間部の市町村と連携をした森林整備でありますとか、あるいは森林機能に関する野外学習であるとかそういったようなところで、こちらの贈与税の使用ということで考えておられるというところでございます。

もう一点、県の方にあります森林環境保全税ですけれども、こちらにおきましては市町村がこの森林環境税のどのように使用するかというようなところを踏まえながら、森林環境保全税の見直しを検討していくということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 積算根拠の人口というのはお答えがなかったんですけれども、もし後でお答えができればして下さい。それからもう一つ、就業者数が日吉津村は一人ということなんですが、その辺の、たとえばですね、思いつきみたいなものなんですが、その就業者の方がですね、その林業就業者というのは非常に危険だとか、後継者がなかなかいないということを伺っているんで、たとえばその人の保険とかですね、作業のための支援とか、そういった視点があるのかどうなのかということをお聞きしたいなというふうに、ぜひそういった点も施策の中に含まれるのではないかなというふうな気がしておりますので、その点ですね、ですから就業者に対する支援と人口についてのこと、それからまあ確認ですが基金に積み立てたからといってですね、すぐさま 20 万を翌年使わないけんというもんじゃないんで、使っても別にいいんですけれども、ある程度そこは十分議論をして少額のものではありますが、きちんと使った方がいいのかなと思います。

そのついでて言いますと例えば水源の確保のためにですね、境なんかでも市民の森とかということで整備をされているので、なかなか本村でそこまでできるかどうかわかりませんが、そういった視点も踏まえてよく検討をした方がいいんじゃないかなというふうに思っております。これはまあなんか質問にはなりませんかも知れませんが、以上よろしく申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 林業就業者の方の支援という中では、そういったような取り組みについても対象になるということだと思っております。あと基金の使用につきましては、20 万円年間今年度の予算はそういったような金額になりますけれども、すぐすぐ使っていくというふうな形ではなく、何年か積み立てた中で実施していくというふうに現在は考えておるところでござ

ざいます。

あとすみません、人口の関係についての情報については、ちょっと収集していないところなので、申し訳ございません。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。森林環境贈与税のこの基金を積み立てをしまして、いかなる用途に使っていくかということで、基本的には森林の整備及びその促進の経費ということで、担当課長が申しあげましたように森林整備だとか、あとは普及啓発だとか建物の木質化だとかいろいろあるわけですが、そのあたりですね、ちょっと今年度、冒頭課長からも申しあげましたけれども、県の方に相談してとかということ申しあげましたけれども、そのあたりいろいろどういった扱い方をするのがいいのかということ、ちょっと考えてみようという話を内部でしているところでございます。その中で、海岸の保安林であったりとか、村山の話もありましたけれども、どういった使い方がいいのかというのを少し整理をして考えてみたいと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。これ、すみません。先ほどから出ておりますように森林環境税を払います。一人1,000円ずつですね、これはちょっと前にそういうのがあったように記憶がありますが、その時に出たのが日吉津村は森林も少ないし、なぜ、大きいところ日南町なんかが出されるのはわかるけれども、何で日吉津村がっていう話もしたんですけども、言われるところ川が、きれいな森林がないと川からきれいな水が流れてこない、日吉津村も同じように、税金払いましょうということで納得した記憶があるんですけども、今回その環境税を払います。早い話が住民税にも、皆さん1,000円プラスですということが一番の話なんですね。

そこからそれに対して日吉津村は森林も少ないですし、小さいし、人口も少ないので20万円をお返ししますよという形で、それの変な話なんですけれども、それを入れる財布を作るっていうわけではないんですけども、そのための贈与税の基金条例だ、基金を置いておくところだと思って見ていたんですけども、いろんな話が出てくるんですが、結局はそこなんです。結局は先ほど益田課長が言われた、村民の納得のいくようにという言葉がひっかかったんですが、そのことを考えるとやっぱり村民さんが納得するような基金にしなければいけないんだろうなということで皆

さんの話を聞いてわかったのですけれども、これ結局住民税プラス1,000円を払うっていうのは変ですけれども、税金を払います、その見返りといういい方は悪いかも知れませんが、その取り分が20万円が日吉津村に入りますよということのための基金条例なんですね。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松本議員のご質問にお答えいたします。この森林環境税につきましては、都市や地方を通じて国民一人ひとりが等しく分担していくということで、国民皆で森林を守っていく、支えていくというそういった仕組みということで、その人口の多い少ない、あるいは森林の多い少ない、そういったような違いはあるわけですが、国税という中で国民一人ひとりが負担をしつつ、この森林整備あるいはその促進啓発というところを進めていくということがありますので、日吉津村云々にかかわらず国民全体に掛かってくるというところがございます。言われるとおり、この譲与税の受け入れという形でこの基金を設定させていただくというものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 森林環境税については、前回いろいろ議論したんでよくわかりますので、そういう基金ができるということで、今回これができたんだなということはわかりましたので、以上でいいです。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

ここで再度お願いをしておきたいと思います。議案、あくまでも議案質疑でございますので、意見、提言等はなるべく控えていただくように、必要な部分についてはかまいませんけれども、控えていただくようによろしくお願いしたいと思います。

日程第2 議案第26号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、議案第26号日吉津村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第3 議案第27号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議案第27号日吉津村複合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第4 議案第28号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、議案第28号日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。この議題つきましては、上程後の9月6日付で村長より撤回の申し出がありました。撤回理由としましては、国が示した内閣府令に誤りがあったため、本議案を撤回したいということでございます。よって、撤回することについて質疑をいただきたいと思っております。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。不備のものを撤回されるということには異議がありませんが、この法律が国の方から10月1日に実施をしないということがはいつてきたのでしょうか。もし10月1日実施するということになれば、これは撤回だけでは終わらないなというふうに考えますので、会期延長とか臨時議会を開いていただくとか、そういうことになると思いますがその点はいかがでしょう。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。まずこの今回の、10月からの保育無償化にあたりまして、法律、子ども子育て支援法というものが改正をされました。それでその無償化の対象となる基準を定めるものというのが、先ほど申しました今回の内閣府令ということになります。そしてこの内閣府令が、日吉津村のそのものの基準になるということで、うちの条例の親法となっているものでございます。

それで10月1日にしないかというご質問なんですが、この無償化につきましては10月1日から当初の予定どおり施行されます。それでじゃあ、日吉津村の条例はどうするんだということになりますが、この内閣府令の附則の中に1年間の猶予期間が設けてございまして、市町村の条例は1年間改正をしなくても、その内閣府令の基準が市町村の基準とするということになっておりますので、無償化については問題なく国基準では行われるということになります。

そして本村の条例につきましては、12月以降の議会できちっとしたものが出来てから整えたいというふうに判断をしたところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） まああの、課長がおっしゃいますことはわかりました。ですが、10月1日から施行していくということになると、その中身についてですね、やはり質問というか内容を精査というか、そういうことはできないということになるんですね、撤回をされたということになると、今回も質問はできませんね。こういうふうにやってほしいとかどうとかっていうことが、12月までこの内閣府令によって、このまま、まあ日吉津村も10月1日から実施していかれるということになるんでしょうかね。そこら辺がちょっと、何ていうか不満というか、あわないなというふうに感じるんですけども、そういうことはどうなんでしょうか。きょうはみんなこの、こういうことがこういうことがということを受けていただけるものでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。今回の無償化につきましては、子ども子育て支援法という法律に市町村は内閣府令に基づいて無償化を実施しなければならないというふうにあります。ですので、国基準では裁定させていただくこととなりますけれども、日吉津村の場合はその基準をさらに規則で定めております。その中で前回の全協の時にお話しをしましたように、国基準よりもさらに独自の基準をもって無償化に臨みたいと考えております。それについては具体的に言いますと、3歳から5歳の今回保育料が無償化になるわけですが、その保育の部分とそれから給食費の部分がございまして。そして給食費の部分というのは、無償化の対称になりませんが、これが無償化の後にも今度実費徴収ということになります。国の基準では実費徴収ということになるんですけども、日吉津村は独自で給食費の副食費の実費徴収の部分も、日吉津村で負担するというふうに進んでいきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 確かに全協では説明を聞きました。ですが全協は決定をする場ではないと思っております。説明をお聞きしてということだと思っておりますが、ここの本会議できちっとこうやっていかないといけないなというふうには考えます。ですので、先ほど議長から簡単ということがありましたけれども、この中身が10月1日から実施されるということになれば、やはりそこら辺が皆さんの関心が一番大きいところだと思います。4,500円を公費からと

どうか、役場で負担していただくということは大変いいことだと思っています。それには賛成をします。

ですが、0歳から2歳までは、住民税非課税の方だけが少し軽減があるということですので、あとの子どもについては、0歳から2歳は普通どおりの保育料を払っていくということになりますね。3歳から5歳までが4,500円が軽減されるということになれば、0歳から2歳までの方の保育料についても、その4,500円を軽減していただきたいという、そういうことも意見として持っていますので、そういうことはいつ、どういうふうにして、この場でこう聞いていただいて対応がしていただけるものかどうなのかということですが、どんなものでしょうか。何も無い中で審議をしていくということにはできないなというふう思っているんですけども、どうしてもそのことは申し上げたいと思っていますので、その点についてはどうお考えになりますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほど三島議員に御説明いただきましたけれども、3歳から5歳までは4,500円という実費負担が発生してまいります。その実費負担の部分について、村が独自で負担をしていこうというふうな方針を持っております。そして0から2歳までにつきましては、国基準では村民税の非課税世帯、こちらが保育料の無償化ということになります。それについても当然国基準では、日吉津村は実施していくということでございまして、日吉津保育所に通われている園児、そして小規模保育所に通われている園児が対象になるものと思っております。

ただ、保育料の中身の内訳なんですけれども、3歳から5歳までというのは、保育料と給食費というのが独立してあります。ところが0から2歳までというのは給食費も含まれて一本で保育料という形になっておりますので、ここには実費負担というものが発生してきません。そういったことから、そういった概念がないことから給食費分を負担するということは、本村の場合は考えずに、国基準でそのままやっっていこうという方針でいるところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。大変今、小原課長の言われることはわかりますけれども、要は今、同僚議員の質疑ではこれ撤回してですね、再提案をされるのかしないのかというのを聞いておられるというふうには思っております。内容とやかくでなくて、撤回されて、確かにわたしはどこかの時点で再提案して、そこで議決して、10月1日から行くという格

好が本来の姿でないかなというふうに思いますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。再提案につきましては、今まだ、内閣府令が先週の金曜日あたりも、県からのメールによりますと間違っている可能性があるというようなメールが来ておりまして、やはり今そういった不十分なもので提案するというのは、また改正する可能性が出てきますので、今定例会では改正をせずに、12月以降の、まあ12月になると思いますけれども、12月で再度提案をさせていただきたいということを考えております。

先ほど説明しましたけれども、1年間の猶予期間があるということで今回のそういった修正を受けて、ある程度近隣の市町村も今回上程を取り下げたというような情報も伺っておりますので、うちもそれによってというわけじゃないんですけれども、12月以降にということで考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田ですけれども、この撤回によってですね、以前、福祉保健課長から保育料の無償化について説明がありましたんですけれども、その中身が変わってくるなんていうことはあるんでしょうか、ないんでしょうか、そのままでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉健課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。その時の説明とは変わってはおりません。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、以上で質疑を終わります。よって本議案を撤回したいと思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。議案第28号日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については撤回することといたします。

日程第5 議案第29号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、議案第29号日吉津保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第30号

○議長（井藤 稔君） 日程第6、議案第30号日吉津村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。今回一般廃棄物の手数料が消費税分だと思えますけれども、値上げするようになっていますが、これ現在の条例をご覧になりましたでしょうか。もう令和元年10月1日で195円、そしてし尿は223円でしたかね、そういうふうな条例になっていますけれども、また改めてこれをするっていうことは、どういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えいたします。一般廃棄物の処理手数料につきましては、家庭系の廃棄物及び事業系の一般廃棄物の搬入量が10キロまでの場合、10キロを超えた場合というのは、今まで195円だったものを10月1日から199円にするものでございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。それはこの提案された改正案といたしますか、この条文見るとわかりますけれども、これを現在の今ある条例をご覧になりましたでしょうか。もう、令和元年10月1日から施行するっていうことになって出てるんですけども、それで一般廃棄物は195円、し尿は先般改正しましたので223円ってなっています。これはどういうことかというのを聞いてるんですけども。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 現在の条例で10キロ当たりの手数料が195円ですので、消費税

分を見直しをしましてこれを 199 円にするものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。3 回しか質問する回数がありませんので、ですけども、もうこの条例で令和元年 10 月 1 日に変わってるんですよ。変えるっていう条例になってるんじゃないでしょうか。それをまた、10 月 1 日に変えていくっていいことですか。

そういうふうにはわたしはとってるんですけど、ここに先般、わたしが思うのはし尿の汲み取り料を改定しましたね。その時にここに一言加えてないといけなかったのじゃないかなと思うんですよ。し尿についてもまだ 10 月になっていないのに 223 円、じゃあ、以前はいくらだったのということもわからないですね。以前のとおりにするとか、なんとか期間まではという書き方はしませんでしょうか。わたしは条例不備じゃないかなという気がするんですが、わたしの考えが違うんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 一時、休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。

清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えいたします。6 月議会の時に上げさしていただいております日吉津村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例についてのうちの一般廃棄物の手数料の中のし尿の部分につきまして、6 月にいったん改正をさせてもらっておりまして、令和元年の 10 月 1 日から施行するというふうに附則で施工日を上げておりますけれども、これに加えまして、一般廃棄物の処理手数料のうちの家庭系の廃棄物および事業系の一般廃棄物につきましても、この 6 月の議会で上げさしていただきましたこの条例改正と同じように、10 月 1 日から改正をさせていただくということで、ここへ上げさしていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第31号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議案第31号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この補正予算の歳入の方でまずお聞きしたいと思います。歳入の方に地方交付税が、まあこの度普通交付税が補正がされていまして、説明の中で社会福祉費のアップというふうなことを全協の時ですかね、補足されたように思います。交付税の算定ですので、当初は正確なものが見込めなかったということかも知れませんが、その辺の説明のことを少し補足いただいたらいいなというふうに思います。

それから次に県支出金の消防費の補助金のところで、県の交付金が200万ほど入っておりますが、その6月の補正で、いわゆる防災用のITへの対応ということが6月の補正がされて、歳出の方が補正されたんじゃないかと思いますが、この交付金というのは当初予定になかったのかどうか、今回初めてこういったものが決定されたのか、その辺の経緯をお聞きしたいなというふうに思います。

それから歳出の方ではファームバンキングの関係で役務費や備品がされております。これまあ、銀行とのやり取りの関係の機器だと思っておりますが、まあそれが必要に、まあ要するに機器が古くなって更新されたのかなというふうなことで、少し確認をさせていただいて説明をいただいたらと思います。

それから税の方で、歳出の9ページの方ですね、先ほどのファームバンキングも9ページの一般管理費のところに出しております。それからその、徴税費のところでは税申告受付窓口設置負担金ということがありまして、少額ではありますが、この窓口の設置の負担金、これはどこに負担をするのか、従来こういったことを聞いたことがなかったんじゃないかなというように思うので、そのあたりのご説明をいただきたいと思います。

それからもう1枚はぐっていただいて10ページにですね、児童福祉費総務費の冒頭の報酬というところではありますが、嘱託職員の報酬が減らされております。で、7番の賃金の方がわずかですが増額がされておりますが、これも説明の中で、産休代替えの非常勤の保健師さんが、募集したけれども見つからなかったという話があったと思いますが、その辺で逆にいうと、応募もなく代替えの保健師さんがなかった状況をどのように対応されたのか、あるいは現在もそういった形

で対応しているのかというふうなところをお聞かせいただいたらと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。最初の7ページの地方交付税ですけれども、先ほどありましたように、当初は昨年度の普通交付税等で勘案して予算上上げしておりますので、今回交付決定ということで来ましたもので、その中で特にこの普通交付税はご承知のように収入額と、基準財政収入額と基準財政需要額ということで国の基準に合わせた収入と支出の方を引いた額の差額分を国からいただくということになっておりまして、その中で社会福祉費、特にやはり生活保護の関係が特別交付税から普通交付税に移行したことも関係していますし、特に村の社会福祉費の方が大きくなってきておりますので、その関係で需要額が伸びたということでありまして、その部分の関係したものが地方交付税として交付決定になったということとであります。

それから県補助金の方ですけれども、当初6月に補正した時点ではIP無線の歳出の方を予算化しましたけれども、この時にはこの交付金はありませんでしたけれども、今回特別事業分ということでIP無線の導入のこの交付金の申請をしたところ、一応事業費の2分1が交付見込みとなりましたので今回計上させていただいたということで、当初ないということで上げておりました。

それからファームバンキングについてですけれども、先ほどもありましたように、データの転送システムですので、パソコンがだいぶ古くなっておりまして、いつ壊れてもおかしくないということでありましたので、急遽バンキングの備品とパソコンと手数料を急遽補正させていただいたものです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 前田議員のご質問にお答えいたします。税務総務費の中の負担金補助及び交付金ということで税申告受付窓口設置負担金についてお尋ねでございますけれども、これにつきましては軽自動車税の内の軽2輪、小型2輪の税申告受付窓口の設置負担金となりまして、申告受付窓口開設費用で県内の19市町村が、均等割りで負担する部分と申告受付窓口の運営費用ということを予算でみております。

経過といたしましては、道路運送車両法施行規則の一部改正によりまして、今まで軽自動車協会が取り扱いをしておりました軽自動車の事務手続きにつきまして陸運支局に変わることになりました。これが令和元年の7月からでございます。ただ陸運支局が2輪の事務を軽自動車申告書の取り扱いを行わないということを示されましたので、鳥取市さんの方が窓口となって対応をし

て下さるということになりました。軽自動車整備振興会内に申告窓口を設置されて、軽自動車協会に事務を委託することで話がついたというようでございます。

このことが始まりますのが、7月1日から業務がスタートしておりますけれども、今時点での必要となります経費を、県内の市町村が足並みをそろえてこの度の9月の補正で対応させていただくというものでございます。また、あらたな事業のための必要経費が確定できませんので、概算での計算ということで予算を上げさしてもらっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。児童福祉総務費の嘱託職員報酬の減額についてですけれども、これは提案理由でも申し上げましたように保健師が産休で休んでおまして、4月から代替え職員の保健師を募集しておりますけれども、ずっと応募がございませんでした。それでその分を落としてるということなんですけれども、ただこのままずっと応募してもなかなか応募者がいないということで、本当に困りまして一般事務でもいいので事務でも募集しようということで何ヵ月間のこの賃金で組ませていただいておりますというのがこの金額になります。そして、総務費の給料のところが上がっております。11ページの頭のところなんですけれども、今年度の途中から保健師が復職をする予定でありますので、その分についての今度は一般報酬を計上さしていただいておりますということでございます。今不在の期間がこれまででありまして、こっちからちょっと何ヵ月間か一般の事務の方に来ていただきたいというの賃金、そして更には年度末までは保健師が帰ってくるということでございます。それでどうやっていたかということなんですけれども、居なかったということは事実ですので、保健師の居る者でカバーしたり、それから福祉保健課のほかの職員も含めて全員でカバーしてなんとかここまでやっているというのが実態でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。はい、いろんな事情はわかりました。消防費の今のITに関わる交付金が当初はなくて今回わかったというのは、ちょっとなんか少し煩雑な感じがしますので、そういった点は十分注意をいただいたらと思います。

それから軽自動車税の窓口がですね、協会が扱っていたものが陸運局になって、陸運局がそのまま引き継ぐのではなくて結果的には市町村が窓口を設置してやるという話で、まああのこれも多少どうかなという考え方で伺いました。以上ほかの点については了解しましたので、よろしいです。

○議長（井藤 稔君） 答弁はいいですか。ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中博子です。一点お尋ねいたします。9ページです。第2款総務費第1項総務管理費第5目の企画費に60万7,000円とあります。その説明の村行政経営と資源業務委託料この内容を教えていただけませんか。お願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 河中議員のご質問にお答えいたします。村行政の委託料ですけれども、これは来年度総合計画並びに総合戦略の見直しを行っていく予定にしております。このほかにもですね、行政評価といいますか、総合計画の実施計画それから評価の方も進めてまいっておりますけれども、平成18年から行っているものが約10年たちましたので、評価の見直しもして行きたいなということと、それから行財政改革も3年ごとのプランを立てて進めております。それから、人材育成基本方針も平成22年に作ってスタートしたところですが、だいたい10年くらい経っておりますので全体的に見直しも図りつつ、今後に向けて行って行きたいということで、専門の方にアドバイザーとして入っていただいて、職員向けの研修なり、それから各種会議の経営関係のそういうところも指摘をいただいたり、特に職員の共通理解も深めて、若い職員も増えてまいりましたので組織上の仕組みの構築と運用の定着を図るということを目的に、専門的なアドバイザーを委託をして行っていきたいということの委託料であります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 内容はよくわかりました。普通先ほど専門家の方にアドバイザーとしてと言われましたら、普通ここには謝礼とかと書くんですけども、それが委託料となると、一つの研究所とかプロダクションとかそういったような事務所に全部、先ほど総合計画とか戦略、人材育成とかと言われた、そういうことをひっくるめて一つの事務所に出されるんですか。それぞれ専門の違ったところに出されるんですか。ちょっと細かいことを伺いますけれどもお願いします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） すべて一括で委託をするという形であります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 委託料でいうことであればそういうことだろうと思います。了解しました。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。9ページをお願いします。総務費の一般管理費です。負担金補助及び交付金50万、説明によりますと自治会公民館解体費費用補助金ということになっております。これはどこの公民館かということを知りたいと思います。

それと財産管理費の工事請負費17万2,000円、自治会内の地図看板撤去工事ということがありますが、これについても説明お願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。最初の自治会公民館解体費用補助金ということですが、これはあの旧今吉公民館につきまして当時新しい公民館を建てた時に旧公民館を使いたいということで使っていただいておりますけれども、台風等もあつたりすると、だいぶ古くなってきて危険性が増したということでありまして、自治会の方から撤去したいということのご相談がありまして、基本的には自治会でやっていただきたいという中で、一部補助をするということで補助率2分の1の限度額50万ということで、一応50万の予算を計上したところでありますので、ご理解いただきたいという具合に思います。

それから自治会内の地図看板撤去については、これも今まで2か所自治会はすでに撤去済みでしたけれども、もともと撤去する時には村の方が補助するというので、自治会連合会の方でもお話しをさせていただいております。自治会の方から撤去したいという要望がございまして、一括で撤去したいということで、残りの5自治会6基を一括して撤去するというので、この17万2,000円を計上したところであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 50万円の自治会の旧今吉の公民館についてですが、この解体についても、これまでの議会で何度か検討がされてきたと思っています。その時に解体ができないという理由が、何か土地と建物とですか、名前が違う、なんか大変むずかしいような状況があったように記憶をしています。それですぐ解体ということにはならないし、どなたか借りてくれたらいいなあというようなことがあつたりして、障がい者で使えないかなって視察に行かしてもらつたりとかということもありましたけれども、これも後になるとその時の解体なら役場が、行政がするけれども、後になったら自治会でして下さいということだったように記憶をしていますけれども、そうではなかったのかなと、それについてももう一度お願いします。

それと工事費もですが、これも同じようなことだと思います。自治連合会でも何度かありましたし、これも一番初めに全自治会に対して役場で撤去しますということがあって、その時に撤去された所もあったと思いますし、2回ぐらいそれがあったと思います。その後されるところは各自治会で撤去して下さいということでした。費用は役場は持ちませんのでということで、どこか自治会独自で撤去されたところがあったかなというようにも記憶をしておりますが、そういう所の記憶はないでしょうか。これは6基ということでしたが全自治会ですか、そのこともお願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。旧公民館については当時新しい自治会公民館を建てる時に、撤去する場合は全額村がみますよということでしたけれども、今吉の方は使われるということで一応村は、補助はしないという形ですとございましたけれども、今回、去年ですかね、今吉の方からもご相談があって、前村長の時にも相談があれば検討さしてもらおうということで、引き続き検討した中でまあ一部補助はするというような話の中で、じゃあ、どれくらいするかということで一応2分の1、限度額50万というものを要綱を定めて今回計上させていただいたということでもありますので、本来は自治会の方で全額ということですが、高額な、まあ古くなって高額な金額になっておりますので、大変な部分があるということで一部補助をさせていただくということでもあります。

それから自治会内の看板についても、自治連合会では撤去については村が行うということの取り交わしが行われておりまして、2自治会は早めに撤去されておりましたけれども、前回自治連合会の中で撤去の話が出まして、村として全体の撤去工事を村がみますということで、今回全自治会が撤去されるということで予算化させていただいたものであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 公民館の解体については何回もあの、規則ですか何かそういうものを設定されてということでよろしいでしょうか、もう一度。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。要綱を設置してそれに基づいて今回50万ということさせていただきます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。先ほどの同僚議員と重複する部分があると思いますけれども、もう少し自治会公民館の解体についての詳しいところ、いろいろ古くなってきている部分もあるんで、多分に解体費用も結構掛かるんでこのあたりもう少し詳しく、今回に限ってではないと思っていますので、今後自治会でこういう事例が起きた時にたとえば300万掛かるんで150万補助するとか、そういうことがうたってあるのか、多分に今300万くらい解体に掛かるところがあると思っていますので、このあたりもう少し詳しく説明願います。

あと、もう一点がまた同じくですね、自治会内の地図看板、これはですね、今2自治会については撤去され補助したということを総務課長述べられて、この項目がうたってあったんでわたし同僚議員の一般質問で、26年12月17日自治会内自治会案内表示板の修復をというテーマで一般質問をされて、その中でたとえばこの案内板を撤去する時はどうだろうかということで、当時の村長に質問されてですね、それは各自治会でやって下さいということで、うちの方はそうした補助金も、まあうちの方といわ富吉です。自治会員の皆さんからやはり自分の家の名前なりなんなり入っていることは、あまり好きでないということ自治会の方に申し出がありまして、ただ一般質問の中でそれは自治会でやって下さいということだったんで、実をいうとわが自治会の方では、鉄工屋さん呼んで切断していただいて開いたパイプの中にセメントを流し込んで埋めたというような、もちろん総務課の方にはこういう工事するんでということで、自治会で撤去しますのでということで言うております。その時に補助とかなんとかいただいておりませんが、今どうも補助、撤去済みで2カ所については補助をしているというような答弁があったんで、このあたり少し詳しく、多分に26年12月17日の議事録を見られれば、そのようにお答えになっているというふうに思っております。それを聞いて行動に移している自治会もあるので、このあたりを少し説明願いたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。最初の自治会公民館の方ですけれども、先ほども申しましたように、当初は自治会でということでずっときておりましたけれども、何年か前から、2年ほど前ですかね、旧公民館の解体について今吉の方からずっと相談を受けておまして、当初は今吉が使われるということで、維持管理はそちらでお願いしますということでずっとお話しをさせていただきましたけれども、やはり高額な金額になってきているということで、100万以上撤去費用に掛かるということでしたので、まあ、前村長の時に先ほども申しましたように相談を受けるということで、今吉側の方がどれくらい負担をされてどれくら

い村の方で補助をとということで相談がありまして、今回このように村としても危険性があるという事の認知がありますので、早いうちに撤去しないといけないということで、このことを長引かせてもいけないということで、今回要項を設置して、補助をして、まあ今までだと補助するということはありませんでしたけれども、そういうことも考えた中で危険性を考えて補助をするということでさせていただいたものです。

この旧公民館自体は、あと海川と上1の方に残っておりますけれども、これはもう個人の方の所有になっているように聞いておりますので、今回の要綱は旧公民館、今吉公民館、結果的にのみということになりますので、新しい皆さんの公民館の補助ということでの要綱ではありませんので、その辺はご理解いただきたいという具合に思います。

それから自治会内の撤去工事についてですけれども、ちょっと2自治会がですね、撤去済みということでわたしの方は補助してあるものだという具合に感じておりましたけれども、先ほどの話を聞いてちょっと確認をさせていただきたいという具合に思います。その点については26年に修復について、各自治会でということであったようにお聞きしましたがけれども、その後の自治連合会で、前村長もおられる中でこの話も出ておりますので、その中で一括して行って行くという自治連合会の中での話をさせていただいたところありますので、今回予算化したということをご理解をいただきたいと思います。補助については今がよろしいでしょうか。ちょっと確認をしないと・・・[「またあとで十分」と呼ぶ者あり]じゃあ、確認してまた報告させていただきます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。まあこの自治会公民館の解体について、わたしも以前から危険であるなということで、最初のころはちょっと使われていた時期もあったと思うんですけども、途中から全く使われなくて、ちょこちょこその該当の前を通るんですけど、これは解体した方がいいなと、ただ、問題は危険性があるという、わたしもそう実に思いますけれども、えらい今総務課長危険性、危険性ということ言葉を3回ぐらい重ねておられるので、そうするとですね、今回限りこうした危険性があるので要綱、今吉に限りということで、ただ1回これまでもですね、行政の補助前村長におかれてもですね、なかなかこの一線を超えていただけなかったというのは何かというね、やはり前例を作ると次、またたとえばどこ公民館のどこを解体すると、旧公民館でやられたんじゃないかと、2分の1補助があったんだないかという時に、またそこで要綱のどこ公民館のことをさかのぼってやっていくということがあるから、多分にわたしはここについての線引きというのはきちんとされたかなという、それは

理解しますけれども、今後このあたりは少し考え、まあ該当自治会の方も多分聞いておられると思うんでいいことだと思うんだけど、次の問題も少し頭の中に入れておいてほしいというぐらいなところですよ。

後はですね、この地図看板撤去工事についてですね、まあもう1自治会はわかりませんが、撤去した1自治会においてではですね、外いたものがすごい重たくてですね、すごい重量です。一部が公民館の影の方にやったままになっとうですが。今回できたら、こういうことをここで言うのがどうかっていうのは思いますけれども、せっかくこうしていただければ、補助はしていただいてないだけでも、撤去費用については少し補助を考えてほしい。結構重たいものでボルト締めされてね、頑丈にできてるんで、わたしも撤去することにはまことに賛成するものですけれども、後そうした撤去した具材というですかね、は、行政の方で片づけていただくようお願いできたらなというふうに思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。一応確認させていただいてからということでよろしくをお願いします。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。一つだけ、11ページの3番、環境衛生費の不法廃棄物処分手数料8万円掛かっております。この説明をお願いします。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松本議員のご質問にお答えいたします。当初予算をしておりました金額があるんですけども、今年度不法投棄、タイヤ等の処分費が掛かっておりましたために、これですでに予算、底をつきかけておりますので一応補正をするという形でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。では何かあったというわけではなく、不法投棄が多くってお金が足りなくなったということでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松本議員のご質問にお答えいたします。はい、特別な理由というわけではないんですが、今年度当初からのタイヤ等の処分が比較的多かったということで、な

かなかきちんと数字なり数量というものが見込めないものですから予算、当初したものでは足らなくなるというところで、一応今後のことも考えまして先に補正をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） 5 番、松本です。ゴミが多いから補正をしておくというのはわかるんですけども、まあ住民課という輪っか、村がその不法投棄に対してこれだけのことをやっていますということをしてしながらも、これくらい多くなるのでということではいいでしょうか。何もなくて落ちています、じゃあお金を足していきますということではおかしいと思うんですけども、その点だけお願いします。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 不法投棄の対策につきましては、なかなかなくなるというものはございませんけれども、村内の見回りとか一部海岸沿いにつきましても、監視カメラ等というようなことでうたっておりますけれども、なかなかそれですべてが解決できておりません、どうしてもやはり皆さんのお力を借りながら見回りもしてもらっておりますけれども、それでもどうしても投棄物とかタイヤなんかというのがありますので、所有者がわからないゴミも一応中を開けてみたりとか、所有者がわかるものはないかということでいろいろ調べてはみるんですけども、そういうことがわかりかねるとやはり村で片づけなくてはいけないので、この度こういう形での補正をさせていただいたものです。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。再開は、10 時 45 分から再開いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

日程第 8 議案第 32 号

○議長（井藤 稔君） 再開します。日程第 8、議案第 32 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今回基金の積立金に繰り入れがされておりますけれども、800万ほどの、要するに収支の結果800万ほどの残額が出たといいますか、それを基金に積み立てるというふうなことだと思います。歳出が抑えられたということになるのかと思いますが、なかなかこういう数字が上がる機会は少ないと思うんですが、そのあたりのことの補足と、国保の基金に国保の制度が変わる中でこの基金繰り入れるという、基金にかなりの額を積み立てるというふうな意味合いがですね、その辺についてご説明いただいたらなと思います。2点ということです。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。800万の基金積み立てという結論に至る前にですね、前年度の繰越金1,500というところの説明が必要かと思っておりますけれども、これにつきましては歳入の方で税の方が見込みより220万ほどプラスになりました。それから県の方の特別交付金の方が約1,000万ほど見込みよりたくさん入ってきました。そして歳出の方ですね、保険事業費の方が165万円ほど歳出が抑えられたということ、それから細かいですけれども、出産育児一時金が80万円ほど歳出が少なかったということで、だいたい1,500万円ぐらいになろうかと思っております。

そういった中での繰越金が出まして、今年度の当初の基金の繰入金としては631万ほど組んでいたんですけれども、まずそれをなしにしまして、更に議員言われましたように、収支の関係で残った877万5,000円というものを基金に積み立てという流れになります。それで基金の意味合いといいますのは、これから30年度からの財政が県一本化になったということに伴いまして、一般会計からのルール外の繰入れができなくなったということになります。すなわち、何か納付金が足らなくなった、医療費が足らなくなった場合というのは一般会計からの繰り入れができませんので、国保の財政の中で賄うしかないということになります。そういった非常時の時のために基金を積み立てておくというのが大きな目的になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） だいたい事情をご説明いただきましたが、ちょっと勉強不足かもわかりませんが、結局一般会計の繰入れができなくなったと、できなくなってその際の基金を使うということなんですが、結果的にですね、村の国保会計がたとえばマイナスになった場合に、

基金ということではなくてそれを一般会計から補填するができない場合の、そういったいわば最悪な場合の対応策といいますかね、最終的な手段というのはどういったものになるのでしょうか。保険料が上がるということはないでしょうかということです。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。保険料をたとえば上げたとしてもそういったことは起こりうる話でございます、基本的には保険料を、歳出に見合うように調整をしていくという作業が必要になると思います。

にもかかわらず、特別な事情で医療費が高くなったということもありえる話です。そういう場合は基本的には、県の財政の中から借入れをしてというようなことが、今は新しくうたわれてきています。そしてそれでもという場合には、ルール外の繰り入れが禁止とはなっておりますけれども、今のところはあくまで原則禁止ということですので、最悪な場合には一般会計からの入れる道はまだ途絶えていないということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。先ほど小原課長話されたとおり、平成30年度が大変平準化っていうですか、医療費がスムーズに行ったかなというふうに理解をしております。多分に都道府県一本化ということで不安材料もあったんですけども、国の激変緩和ということで、日吉津村にとっては非常にメリットがあったかなというふうには思っております。

わたしこれはこの機会でなくても聞けると思うんですけども、ということになるとわたしもいろいろこのあたりについては考え持っておりますけれども、適正基金というのは、まあ保険者である村長に聞いた方がいいかなと思うんですけども、やはりとりとめもなく基金を積み立てるというのも、そこまではなかなかならないと思うんですけども、常にいろいろ読む資料の中では適正基金というのもうたっていると思うんですけども、日吉津村の保険者としての適正基金というのは、どの程度考えられているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。特に国の定められた適正基金というのは今は基準はないんですけども、毎月支払う医療費というのがありますけれども、そちらの3ヵ月分程度はストックしておく必要があるんじゃないかなというような、ところの一つの基準はございます。そうしますと今、だいたい月3,000万くらいの医療費が掛かっており

ますので、それぐらいということになります。以上です。

○議員（2番 山路 有君） はい、ありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第33号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、議案第33号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。この後期高齢者医療制度についての質問をさせていただきますと思います。この後期高齢者医療特別会計補正予算ということであります。これについては、この事業は県の一本化で全县一つでやっておる事業であります。この制度については、従来ずっと県の一本化ということから国保との一体化をはかるということで、現在この料金の徴収については上昇率を抑えるという意味で、たしかこれは基金を少しずつ取り崩しながら、この保険料を上昇を抑えてきたという経緯があったようにわたしは記憶をしております。

それについてですね、保険税は特別徴収で、まあ強制徴収という形でそのない徴収化ということだったというふうに思っております。それで以前には、県内の各町村の徴収率と滞納の部分がですね、各町においてばらつきがあったようにわたしは記憶をしております。

それで日吉津村大変優秀な成績といったら失礼なんですけれども、滞納はほぼない90数パーセントで徴収をされているということがあったように記憶をしておりますが、この滞納の状況をまず確認をしたいということと、この今後の事業についての方向は現在どのようになっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。この2点、よろしくお願いします。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。後期高齢の制度につきましては、後期高齢者広域連合という鳥取県一本の保険者でやっております、年金からの引き落としという先ほどご説明いただきました特別徴収というやり方をしております。もちろん普通徴収の併用ということなんですけれども、その特別徴収のおかげで徴収率が非常に高かったとい

うことで、日吉津村も制度が始まった平成 20 年以来、ほとんど 100 パーセントに近い徴収率をあげてきましたけれども、ちょっと近年一人二人といったような滞納がございまして 20 何万というような収入未済額が上がっております。ということで徴収率としてはいいとは思いますが、どうしてもそういった事情があつて払えない人がありますので、若干徴収率は 100 パーセントから下がってきているということになっております。

それと事業の方向ということなんですけれども、ちょっとこちらにつきましてはわたしがその事業の方向性を述べるような立場でもありませんので、あまりすみません、把握していないというのが正直なところなんですけれども、これから国保と後期高齢の一本化というようなことにもらんで、国の方で動いているといったような状況だというふうに理解をしております。以上でございませう。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。ということは、現状としてはこちらの日吉津村としては、運営状況ということについては事業者の大本の部分の方向性ということについてはなかなか理解ができないという、まあ承知をできないということでおられるということでありませう。

これもずっと、このわたしの記憶をしている限り、この 5 年も 6 年も前からですね、ずっとこの話は出ておまして、その間にこうなるであろう、こうなるであろうということで国の方向づけがなかなかそこが出てこないということで、これはだらだら、だらだら来てたように考えております。この基金が確かに少しずつ取り崩しをして、その保険料の上昇を抑えてたように記憶しておるわけですが、いつまでも基金があるわけではありませうので、その部分については担当のところはもう少し、首を突っ込んででも把握できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それでその中でもですね、この滞納の状況によって滞納率のところには、最後解散する時にはその基金をどう分配して行くんだという話が以前にもたしか実際出ておまして、その辺のところは、最後これを終わる事業になった時には、どのようにしていくのかということが一つわたしも心配なというか、あるわけで、基金を取り崩しをして最後はゼロにして終わればいいなということ話は出てたように思うんですが、そのあたりの話も全くないでしょうかね。それだけちょっと確認したいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。大変申し訳ありませんが、そのあたりは承知をしていないという所です。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 3 番、橋井です。これで終わりになります。承知をしておられんということはまあわかりました。それであれば今後は、それのできるだけの情報をやはり担当課としても、情報収集をして努めていただきたいというふうに申し添えておきます。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） ここで一つお願いをしておきます。現在、議案質疑でございます。先ほども全議員の皆さまにお話ししましたように、意見あるいは提言等はなるべく差し控えていただき、議案質疑として完結明瞭に質疑をしていただくということによりお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 10 議案第 34 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 34 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。4 ページです。歳出です。工事費に 550 万計上されております。当初、説明の時に当初予算計上以外のところという説明がございました。そのところ詳しく説明をお願いします。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。工事につきましては日吉津村の浄水センターの補水の配管修繕工事でございます。こちらにつきましては、汚泥、汚水が一番最初に入ってくる所の沈砂池というところがあるわけなんですけれども、そちらの方から分解層に行くわけですが、こちらの方の配管が修理が必要ということになりましたので、一つ取り替えということでございますし、もう一カ所がその配管層のスカイム送管というのがありますけれども、そちらの方の取り替えでございます。そのほかにも返送汚泥管の修繕なりオー

バーフロー配管の取り替えということで予算を組ませていただきました。こちらの日吉津浄水センター3系統あるわけなんですけれども、今回の修繕カ所につきましては1系の部分が該当になるということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 説明ありがとうございます。なかなか現場に行ってみないとわからないかなというふうに思いました。頭の中でちょっとこう想像はして見てますけれども、当初とは違う部分でこの工事をやっていくということですので、きちんとしていただきたいということで収めます。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので質疑を終わります。

○議長（井藤 稔君） 日程第11、議案第35号から日程第15議案第39号までの5議案については、決算の認定についての議題であります。各議案については、質疑終了後議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、この場では総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

日程第11 議案第35号

○議長（井藤 稔君） それでは日程第11、議案第35号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。決算書の中で決算書の36ページになりますかね、ここに歳出の最終のところに予備費が支出されております。備考欄でも結構多岐にわたる予備費ということで、予備費が360万ほど執行されておりますが、これだけいろんな項目があったってことはちょっと珍しい事情だと思いますが、予備費を支出する基本的な考え方と、このあたりについて概略で結構ですので、ご説明をいただきたいなと思っております。

それからですね、もう一つは42ページで基金の状況が記載をされております。村長出席の中でちょっとお聞きしたいなということなんです、この中のまあふるさと納税に関わります夢はぐ

くむ村づくり基金ですね。年々積立額が増えておりまして、最近はいわゆるお礼品がかなりいろんなところで話題になっておりますが、それよりも前にこのふるさと基金をどのように有効に使うかという視点で考えますと、あまりに年々ただ積み立てるといのはどうなのかなと、その辺でですね、基本的にはいわば住民税を取り合うわけですので、他の町の住民税を結局日吉津村に取るわけですので、毎年の税をいわば取り合いをしているというのが実態ですので、そういった点でいうとある程度は的確にですね、支出すべき性格のものではないかなというように個人的には考えているので、この今回もかなり積み立てがされてきた、その辺についての村長なりの考え方をどのように評価されているかということをお聞きしたいなというふうに思います。

それから次ですね、決算の説明資料を見ていただいた方がわかりやすいと思います。この中でですね、あまり細かいことは触れないとは思いますが、たとえば主要施策の成果の中の5ページで、地域政策事業ということでありまして、この中に村づくり講座を開催しましたと、あわせて教育委員会とか要保護児童対策地域協議会、まあこれは福祉保健課にあると思いますが、そこの共同開催を行っているということで、結果的に1回だけの講演会、講座ということになってまして、まあこのあたりは率直に言って非常に不十分ではないかと、もう少し連続的に講座がされなければ本当の意味でなんて言いますかね、村民の皆さんと一緒に地域の今後を勉強するというふうにはならないし、こういうふうな抱き合わせでやることの効果が期待される一方ですね、結果的にはそれぞれで予算を組んでいた講座をですね、合同でやってどこか担当課が人集めをしてやるというふうなことだと、効果よりもむしろ後退するのではないかとこのように思っておりますので、この辺の評価をどのように考えられているか。

それからあまりたくさん聞いちゃあいけないと思いますが、自治基本条例のことが8ページにありますね。自治基本条例の推進員事業の中で、推進委員会が3回持たれておりますが報酬額を見ると4万5,000円ということで考えますと、1回3,000円でいうと15回、15人ですね、延べね、3回の開催の中で15人の延べ報酬というのは、非常に少ないんじゃないかということで、ほかの委員会にもいえることかも知れませんが、特にこの自治基本条例の推進委員会というのは熱心にしっかりと取り組んでいただくべきと思いますが、このあたりの村の審議会の考え方で、ちょっとこの点については非常に気になるところだなと思います。それから・・・すみません。

○議長（井藤 稔君） 前田議員、意見とか提言、これは先ほど申しましたように、控えていただくということでお願いしたばかりでございますので、考えながら完結明瞭にお願いしたいと思います。

[「総括的質疑」と呼ぶ者あり]

○議員(7番 前田 昇君) それから施策の中見ますと男女共同参画の報告が上がっておりますがその辺の事情はどうなのでしょう。それから昨年新しい保育所の検討委員会が設けられたということで報告を受けておりますが、その点についても大変重要なことだと思いますが、こういう施策の決算の資料にはどうも触れてないようなので、その辺のことを・・・。

○議長(井藤 稔君) 前田議員、再度申しますが特別委員会をこの後開設しますので、そちら個別の、総括的な意見にとどめてもらうということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。意見、それから提言についてはできるだけ控えていただく、総括的な質疑ということでお願ひしたいと思ひます。

○議員(7番 前田 昇君) それに努めているつもりなんですけれども、不十分なのかも知れません。そうしますともう1点だけ、教育委員会で74ページにオーストラリアに中学生を、派遣をしているということでもありますので・・・。

○議長(井藤 稔君) これば特別委員会じゃあだめですか。

○議員(7番 前田 昇君) この1点で終わりますんで。

○議長(井藤 稔君) いや1点で終わるっちゅうんじゃなくて、さっきからずっとですから。

[「この質疑は次にある特別委員会の質疑で、この場でする必要はない」と呼ぶ者あり]

○議員(7番 前田 昇君) はい、わかりました。

○議長(井藤 稔君) 一つその点、配意しながら質疑を行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議員(7番 前田 昇君) このオーストラリアの事業の成果という、書かれていることについて教育長から、その辺の具合の補足説明をいただいたらというふうに思ひます。じゃあ、以上ということさせていただきます。

○議長(井藤 稔君) 答弁の方は完結にいただいたら結構ですので、よろしくお願ひします。中田村長。

○村長(中田 達彦君) 村長でございます。前田議員の方からふるさとづくり基金の関係で御質問をいただきましたので、それにつきましてはわたくしの方から答弁させていただきたいと思ひます。夢はぐくむ村づくり基金ということで、ふるさと納税を基金に積んでいるという状況でございます。最近いろいろな手法でご寄付をいただくように工夫もしてござりまして、寄附額も増えてきている状況かなと思ひてござります。

その中で寄附をいただいた方に、いろいろなこういったことに使ってほしいというようなご希望も聞きながら、たとえば子育てに使ってほしいとかというようなことも、お聞きをしながらいただいているものと認識をしております。その用途につきましてはですね、有効に使っていただけるように考えたいというふうに考えております。わたくしの方からは以上させていただきます、その他は担当課長の方からご答弁いたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。最初の予備費ですが、予備費につきましては緊急の場合ということで500万の予算を組んでおりましたけれども、今回さまざまな物が、緊急的に必要だったということで支出したものでありますけれども、たとえば河川敷運動公園の災害復旧のための復旧工事に使っておりますし、それから不妊治療費等が救急に増えてきたということで、補正後にも支出しなければならない状況が起きたということで予備費を使っております。

それから大きなものでは、保育所の屋根の修繕が急遽必要になったというようなことで、基本的には緊急性のあるものを、補正まで間に合わないというようなところで、予備費を支出したものでありますので、ご理解をいただきたいという具合に思います。それから個別の案件ということですが、また特別委員会の方でも説明になると思うんですが、最初の地域政策の村づくり講座については、担当の方と協議した中では個別でやってもなかなか人の集まりがないということで、この近年一緒に、抱き合わせでやろうということで74名の参加をいただいて、まあ一定の成果は出ておりますけれども、先ほどあったように回数、何回か講座ということでしたらどうかということもありました。それについては、また検討させていただきたいと思います。

それから自治基本条例の報酬ですが、委員さんがおられますけれども、やはり全員がなかなか参加できない場合もありますので、委任状をいただいて参加ということで行っております。ということで、若干支出が少ない部分もありますけれども、できるだけたくさんの方に出ただけの日をちを設定しながら行っておりますけれども、その辺はご理解をいただきたいという具合に思います。

それから後、先ほど村長の方からも基金の、夢はぐくむ村づくり基金のことがありましたけれども、一応決算説明資料にもふるさと納税推進事業ということで、基金の取り崩しをだいたい500万程度まで崩しながら、各事業の支出に充てているということで毎年行っております。それ以外にもこれから保育所の建て替え等もあります。各環境保全の事業、それから地域福祉の向上の事

業、教育の振興事業、その他村長が認める事業ということで4項目ありますので、その事業に合わせて基金の取り崩しを考えて行きたいという具合に思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 前田議員のご質問にお答えいたします。男女共同参画の事業についてでございますけれども、当初予算の平成30年度の主要施策の計画の方で掲げておりませんでしたため、ここの成果の方にも掲げておりません。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。保育所の検討委員会ということでしたけれども、先ほど住民課長も申し上げましたけれども、主要施策の成果の事業というのは、一定のルールをもって上げるということになっておりますので、それに従ってつくっております。検討委員会の方につきましては、昨年度の支出は委員の報酬のみということでございます。また、特別委員会の方でも詳細についてご説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問にお答えいたします。人材育成交流事業の成果について、オーストラリアの事業についての成果に対してのご質問でございました。事業後の参加した中学生の成長、変化が非常に顕著なものがございまして、大きな成果があったなあと考えて、受け止めております。詳細につきましては資料も作っておりますので、特別委員会の方で資料をお示しして、詳しくご説明申し上げたいと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まああの、弁解ではありませんが、村長や教育長がこの場いらっしゃる時に重要なことは聞きたいなと思っておりますが、男女共同参画や保育所検討の方にあつたですね、当初に上がっていなかったの、ここに上がっていないというのはどうかなというように思いますので、今後の委員会の中ではぜひこの2点については、様式はともかくですね、そういったものを追加していただくといいなあとわたし自身は思いますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。相対的にですけれども、歳入というのは一番の財源になることですのでここでお聞きしたいです。5 ページを見ていただきまして、不納欠損も 200 万、そして収入未済も 1,400 万近くになってきております村税の中で、この状況を見ながらですけれども、30 年度の村民の所得の状況をどういうふうに把握をされておられるのかということ、日吉津村の暮らしの向きがわかるかなあとと思いますので、その点をお願いします。

それと先ほども基金が出ましたけれども、基金でも動くのと動かないのと、何年も何十年も動かない基金がございます。その基金の在り方について、どういうふうにお考えになっているかということをお聞かせ下さい。

○議長（井藤 稔君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えいたします。村税の所得状況ということでお尋ねでございますけれども、相対的には所得状況というのは上がってきてるとみております。また、不納決算の状況につきましても税務担当以下職員が、徴収等には十分努めてまいっておりますけれども、どうしてもその中で徴収の見込みのないもの、それから差し押さえ等しても財産等がないものについては、一定の基準に基づいて不能欠損をさせてもらったものでございます。収入未済についても、今後引き続き徴収等については力を入れてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。基金ということで、各基金とも目的をもってやっているんですけれども、長年動いてないということがある部分もあるということで、以前からも指摘を受けておりまして、現在財政の方とも廃棄といいますかね、そうとができるものがあるかっていうことで検討はしております、今年度 3 月までに、廃棄できるものがあるかどうかということ、検討を進めたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 36 号

○議長（井藤 稔君） それでは日程第 12、議案第 36 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 13 議案第 37 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 13、議案第 37 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 38 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 14、議案第 38 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 39 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 15、議案第 39 号平成 30 年度鳥取県西伯町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。この際議案第 35 号から議案第 39 号までの議案 5 件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査に付することにしたと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 35 号から議案第 39 号まで決算審

査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員長に橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員に決定しました。

橋井決算審査特別委員長には、5 会計の決算認定について会期中に審査をしていただくようお願いいたします。審査結果を来年度の予算編成に反映させるために大切と考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第 16 議案第 40 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 16、議案 40 号日吉津村監査委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 17 議案第 41 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 17、議案第 41 号日吉津村教育委員の任命についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 30 分 散会